

議案第62号

福岡市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、浄化槽法の一部改正に鑑み、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を定める必要があるによる。

福岡市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

福岡市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年福岡市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「及びその者」を「, その者」に改め、「交付番号」の次に「及びその者の規則で定める研修の修了日」を加える。

第5条第1項第7号中「又は第2項」を「から第3項まで」に改める。

第9条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の浄化槽管理士は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日前3年間に規則で定める研修を受けた者でなければならない。

- (1) 第2条第1項の登録の申請をする場合 当該申請の日
- (2) 第2条第3項の更新の登録の申請をする場合 従前の登録の有効期間の満了の日
- (3) 第6条第1項の規定による変更の届出（第3条第1項第5号に掲げる事項に係るものに限る。）をする場合 当該変更の日

第10条第4項中「, 浄化槽」を「, 前項に定めるもののほか, 浄化槽」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 浄化槽保守点検業者は、前条第1項の浄化槽管理士が規則で定める研修を受ける機会を確保しなければならない。

第20条第1号中「第9条第3項」を「第9条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第10条第4項の改正規定及び同項を同条第5項とし、同条第3項の次に1項を加える改正規定 令和2年4月1日
 - (2) 前号に掲げる改正規定以外の改正規定及び次項から附則第5項までの規定 令和3年

4月1日

(適用区分)

- 2 前項第2号に掲げる規定の施行の際現にこの条例による改正前の福岡市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第1項の登録の申請をしている者であって、当該申請に対する登録の処分がなされるものについては、当該登録の日から有効期間の満了の日までの間は、この条例による改正後の福岡市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条第2項の規定は適用しない。ただし、当該登録の有効期間中に改正後の条例第6条第1項の規定による変更の届出（改正後の条例第3条第1項第5号に掲げる事項に係るものに限る。以下単に「変更の届出」という。）をする場合にあつては、この限りでない。
- 3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に改正前の条例第2条第1項又は第3項の登録を受けている者については、令和3年4月1日から当該登録の有効期間の満了の日までの間は、改正後の条例第9条第2項の規定は適用しない。ただし、当該登録の有効期間中に変更の届出をする場合にあつては、この限りでない。
- 4 前項の場合において、同項の有効期間の満了の日が令和4年3月31日までに到来する者であつて、引き続き改正後の条例第2条第3項の更新の登録を受けるものについては、令和3年4月1日から当該登録の有効期間の満了の日までの間は、改正後の条例第9条第2項の規定は適用しない。ただし、当該登録の有効期間中に変更の届出をする場合にあつては、この限りでない。
- 5 前項本文の場合において、更新の登録を受けようとする者は、改正後の条例第3条第1項第5号の規定にかかわらず、規則で定める研修の修了日を記載しないで、申請書を提出することができる。